

児童発達支援／放課後等デイサービス
「hug-come 角田」 重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第 76 条及び第 77 条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをサービス利用希望者に対して説明するものです。

1. 事業者名称概要

名 称	株式会社万緑
法人所在地	宮城県白石市西益岡町5-53
電話番号	0224(24)4644
代表者氏名	代表取締役 小林裕人
設立年月	平成26年10月28日

2. 事業所の概要

事業所の種類	児童発達支援／放課後等デイサービス
事業所の名称	hug-come 角田
事業所の所在地	宮城県角田市横倉字卯ノ崎94-17
連絡先	電話：0224(63)4055 FAX：0224(61)1630
管理者氏名	高橋良文
児童発達支援 管理責任者	高橋良文
定 員	10人
指 定 年 月 日	令和7年11月1日
事業所番号	

3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	株式会社万緑の設置経営する hug-come 角田（以下「事業所」という。）が行う指定通所支援（児童発達支援／放課後等デイサービス 以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、通所給付決定保護者（以下「保護者」という。）及び障害児に対し、適正な事業を提供することを目的とする。
-------	---

運営の方針	<p>①事業所の従業者は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な訓練を行い、集団生活への適応や社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練、関係者への助言等のサービス提供を行うものとする。</p> <p>②事業の実施に当たっては、都道府県、関係市町、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、教育機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p> <p>③事業者はその提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。</p> <p>④前三項のほか事業者は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）、宮城県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年宮城県条例第93号）、その他の関係条例を遵守し、事業を実施する。</p>
-------	---

4. 事業所の概要

(1) 通常の事業の実施地域 角田市、及び近隣市町村

(2) サービス対象となる児童について

○性別は問いません

○未就学児（児童発達支援）及び学齢期の身体および知的障害者手帳保持者、または支援が必要と認められる身体及び知的障害児

○未就学児（児童発達支援）及び学齢期の精神障害保健福祉手帳保持者

○未就学児（児童発達支援）及び学齢期の障害者医療費受給者証保持者、または自閉症候群

○知的障害、肢体不自由と知的障害の重複障害、重症心身障害者等の障害がありその状況が当施設の機能の範囲で療育可能な未就学児（児童発達支援）及び学齢期の利用者

(3) サービス提供開始に向けた契約等について

- ・利用希望者の障害状況を把握します。また医師からの健康診断表のコピーの提出をお願いします。
- ・受給者証により利用者の受給資格を確認の上、本人および保護者に対して重要事項の説明をします。
- ・重要事項の説明を承諾しサービス利用を申し込まれる方は別途「利用契約書」により契約締結します。
- ・定員や利用状況からご希望の提供日以外のご利用をお願いするケースもあります。

5. 営業時間とサービス提供時間

【児童発達支援】

営業日 及び 営業時間	10:00～18:00 (12月30日から1月3日までを除く) 土曜日・日曜日定休
サービス提供日 及び サービス提供時間	10:00～17:30とする。 (12月30日から1月3日までを除く) 土曜日・日曜日定休

【放課後等デイサービス】

営業日 及び 営業時間	授業終了後 13:00～18:00 学校休業日 8:00～15:00 (12月30日から1月3日までを除く) 土曜日・日曜日定休
サービス提供日 及び サービス提供時間	授業終了後 13:30～17:30とする。 学校休業日 8:30～14:30とする。 (12月30日から1月3日までを除く) 土曜日・日曜日定休

※児童発達支援／放課後等デイサービスともに、施設での行事等がある場合は、上記以外の営業日及び営業時間についても営業を行うことがある。

6. 職員の体制

職種	業務内容
管理者	1名 管理者は、職員の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行います。
児童発達支援管理責任者	1名以上 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成し、少なくとも6ヶ月に1回以上見直しを行います。サービスを利用する障害児に対する継続的なサービス管理や評価を行うとともに、障害児及び障害児の保護者並びにその家族に対し、その内容等について説明を行います。
児童指導員 保育士 機能訓練担当職員 看護師 障害福祉サービス経験者 訪問支援員 その他の従業者	2名以上 個別支援計画に基づき障害児及び保護者に対し適切に指導や助言等を行います。

当事業所では、厚生労働省並びに宮城県の定める指定基準を遵守しています。ただし、指定基準を下回らない範囲で変動することがあります。

7. 設備の概要（実際に設置されている設備の種類を記載すること）

設備の種類	室数	備考
指導訓練室	1	生活力向上に必要な指導、訓練を行います
事務室・休憩室	1	職員の事務作業や休憩を行います
トイレ	4	洋式トイレ（バリアフリー）
洗面所	2	感染症予防のため、手洗い・うがい等を行います
相談室	1	本人およびご家族との相談や個別支援計画の提示等を行います
静養室	1	体調不良時の静養やカームダウンを行います
マッサージ室	1	看護師や機能訓練担当職員が医療的ケア等を行います
脱衣室・浴室	1	水遊びでの使用や身体の洗い方、浴室の使い方等を学びます
汚物室	1	汚れものなどを清潔にします
厨房	1	昼食調理やおやつ準備を行います

8. サービスの内容

【様々な日中活動】

- 日常生活動作等の支援
- 集団生活適応型訓練
（会話力向上訓練・簡単な調理・清掃・買い物乗り物等のレクリエーション）
- 日常生活訓練（日常生活動作・歩行・ボール等を使用した軽スポーツ・音楽等）
- 創作活動・学習支援・就労に向けた準備活動（絵画、工作、園芸、個別の学習支援、作業訓練、コミュニケーション、ビジネスマナー等を学び実践する）

【相談及び支援】

- 利用者及びその家族からの相談について、誠意を持って対応いたします。
相談窓口：児童発達支援管理責任者
- 対象児童の個別支援計画に従い、適切な支援を実施します。
- 対象児童の生活能力を活用できるよう、身体状況に応じた訓練を行います。
- サポート方法の指導（家族等に対するサポート技術の指導等）
- 健康チェック

【送迎】

- 定刻にあわせ、送迎を実施いたします。（希望者）
※児童発達支援については応相談
- 運行時間に制限がありますので利用希望に添えない場合があります。
※自宅や学校へ送迎する際は、必要に応じて弊社の関連する事業所と連携して送迎サービスを行う場合があります

【記録】

- サービス提供の記録など、サービス提供後5年間保管致します。

9. 利用料金

お支払い頂く利用料は次の通りです。

(1) 障害児通所給付費サービス内容の料金

障害児通所給付費によるサービスを提供した際は、事業者が障害児通所給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち利用者負担分（サービス利用料金全体の1割を上限）を事業者にお支払いいただきます。なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 障害児通所給付費対象外サービスの料金

障害児通所給付費等の対象外のサービス提供をご希望される場合には、別紙の記載に従いサービスを提供し、実費相当分の料金をお支払い頂きます。

- ①各種体験活動に参加した際の費用
- ②おやつ代金
- ③昼食代金（希望者のみ） ※当日キャンセルは全額お支払い頂きます
- ④各種教材費
- ⑤サービス提供記録等の複写に費やした費用
- ⑥故意破損弁償代等
- ⑦その他必要と認められた場合の費用

なお、この所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容ならびに変更する事由について、変更を行う2カ月前までにご説明します。

(3) 利用者負担に関する月額上限

世帯所得	負担上限額
生活保護・低所得	0円
一般世帯 1	4,600円
一般世帯 2	37,200円

(4) 利用料金は、1ヵ月ごとに計算して請求しますので、毎月20日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

- ①ご指定口座からの引落（別途引落申込書をお渡ししますのでご記入のうえ提出ください）
- ②下記指定口座への振込み
仙台銀行 白石支店
普通預金 店番号 301 口座番号 0008030
名義 株式会社万緑 代表取締役 小林裕人
- ③当事業所の窓口で現金支払い

10. サービス利用に当たっての留意事項

通所給付決定保護者はサービスを利用するにあたって、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為等、他の通所給付決定保護者に迷惑を及ぼす恐れのある行為及び言動を行なわないものとします。

11. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。

また、主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとします。

(1) 利用者かかりつけ医療機関

医療機関名		診療科	
所在地			
主治医		電話番号	

(2) 緊急連絡先

連絡先①	氏名:	続柄:
	所在地:	
	電話番号:	

(3) 事業所の協力医療機関

医療機関名	金上病院	診療科	内科・外科・整形外科
所在地	宮城県角田市角田字田町123		
代表者	安藤 正夫	電話番号	0224-63-1032

12. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画書により対応します。
平時の訓練	別途定める消防計画書に従い年に2回以上、避難・防災訓練を利用者全員で行います。

13. 障害児及び通所給付決定保護者の記録や情報の管理、開示

事業者は、関係法令に基づいて、障害児の記録や情報を適切に管理し、通所給付決定保護者の求めに応じてその内容を開示します。

※ 閲覧、複写ができる窓口業務時間は、平日の午後1時から午後6時です。

14. 秘密の保持

職員は、業務上知りえた障害児又はその家族の秘密を保持します。

また、事業者は、職員であった者に業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とします。

15. 苦情申立て及び虐待防止の窓口について

(1) 当事業所の苦情・要望の受付窓口

受付窓口	窓口担当者	児発管 高橋良文
	苦情解決責任者	管理者 高橋良文
	受付日	月曜日から金曜日（祝日除く） ただし、12月30日から1月3日までを除く
	受付時間	午後1時から午後6時
	電話番号	0224-63-4055
	FAX番号	0224-61-1630

(2) 行政機関その他苦情受付機関

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は、宮城県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

宮城県 社会福祉協議会	電話番号 022-716-9674
----------------	-------------------

16. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村及び障害児の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

(1) 損害保険会社名 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

損害保険の種類 ウォームハート / 自動車保険 (自損事故等の対応)

17. 感染症発生時の対応

事業所は、感染症（主にインフルエンザや感染性胃腸炎等）が本人及び同居者等に感染した場合や学級閉鎖等による登校不能の場合は、御相談の上、利用をお断りさせて頂くことがありますのでご了承ください。

18. 悪天候時（大雪、台風等）の利用について

事業所は、悪天候（大雪、台風等）の状況で、送迎困難とみなした場合については、安全を留意する観点で送迎場所の変更や送迎に関してのご家族様のご協力等をお願いさせて頂くことがありますので、予めご了承ください。

19. 実習生（インターンシップ）の受け入れについて

事業所は、福祉人材育成のために実習生を受け入れる場合がございます。予めご了承ください。

※この契約は、宮城県から指定を受けた日からその効力を生じます。

年 月 日

事業の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

事業所名称： hug-come 角田

説明者名： 高橋 良文 印

私は、本書面に基づいて事業者から事業の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

契約者

住所

氏名 印